

岐阜県公報

号外 六 令和四年四月一日

目 次

告 示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一
岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める額の指定に関する告示の一部改正

(職員厚生課)
(同)
二
一
ページ

岐阜県告示第百四十八号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第一百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和四年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 筆

表を次のように改める。

| 年 齢 | 階 层 | 最 低 限 度 額 | 最 高 限 度 額 |
|-------------|-----|-----------|-----------|
| 二十歳未満 | | 四、九四一円 | 一一、九五七円 |
| 二十歳以上二十五歳未満 | | 五、四三六円 | 一一、九五七円 |
| 二十五歳以上三十歳未満 | | 六、〇四九円 | 一二、九八五円 |
| 三十歳以上三十五歳未満 | | 六、二七二円 | 一六、六九六円 |
| 三十五歳以上四十歳未満 | | 六、六九三円 | 一九、六八九円 |
| 四十歳以上四十五歳未満 | | 七、〇四九円 | 二一、五〇五円 |

| | | |
|-------------|--------|---------|
| 四十五歳以上五十歳未満 | 七、〇九六円 | 一二、八九八円 |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 六、九九四円 | 一五、一八九円 |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 六、五七〇円 | 一五、三一九円 |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 五、四七三円 | 一一、〇二二円 |
| 六十五歳以上七十歳未満 | 三、九四〇円 | 一六、一一七円 |
| 七十歳以上 | 三、九四〇円 | 一二、九五七円 |

岐阜県告示第百四十九号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示（平成八年岐阜県告示第1百六十四号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和四年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表常時介護を要する状態の項中「十万三千九十九円」を「七万五千一百九十円」に改め、同表隨時介護を要する状態の項中「三万六千五百円」を「三万七千六百円」に改める。